

平成 27 年 7 月 1 日

各 位

株式会社 三井住友銀行

一時払終身保険「ダブル・フロンティア終身」、平準払終身保険「充実ふるはーと」の
取扱開始について

株式会社三井住友銀行（頭取：國部 毅）は、本日より、一時払終身保険「ダブル・フロンティア終身」（引受保険会社：第一フロンティア生命保険株式会社）、平準払終身保険「充実ふるはーと」（引受保険会社：住友生命保険相互会社）の取扱いを開始します。

本商品導入の狙いは、大切な資産を「ふやしながらのこしたい」というお客さまのニーズに幅広くお応えするため、生命保険商品のラインアップを拡充するものです。

1. 一時払終身保険「ダブル・フロンティア終身」

「ダブル・フロンティア終身」は、ご契約時にお支払いいただく一時払保険料（円建/米ドル建/豪ドル建から選べます）を、ご契約後一定期間（15年または20年）にわたり、“まもる”「定額部分」と“ふやす”「変額部分」の2つに分けて運用する一時払変額終身保険です。（第一保険期間終了後は、定額の終身保険に移行します）。解約返戻金額（円換算）の目標値を指定することができ、目標値に到達した場合には、自動的に円建の終身保険へ移行し、円貨で運用成果を確保することができます。

2. 平準払終身保険「充実ふるはーと」

「充実ふるはーと」は、ご契約後一定期間（契約後5年または10年）の死亡保険金額を既払込保険料相当額に抑えることで、以降の死亡保障や解約返戻金を重視した円建の終身保険です。保険料払込期間満了後、解約返戻金額は死亡保険金額を上限に増え続けますので、様々な資金ニーズに活用いただくことができます。また、健康状態に関しては、2項目の確認（告知）による手続きでお申し込みいただけます。

三井住友銀行は、今後ともお客さまの多様なニーズにお応えできるよう、より一層商品の充実に取り組んで参ります。

以 上

このニュースリリースは、保険募集を目的としたものではありません。ご検討にあたっては、商品のパンフレット・契約概要・注意喚起情報・設計書・ご契約のしおり・約款等の資料をご覧ください。

< 一時払終身保険「ダブル・フロンティア終身」商品概要 >

項目	内容	
取扱通貨	円	米ドル・豪ドル
保険期間	終身	
利率設定日	毎月2回(1日・16日)	
契約年齢	0～75歳(第1保険期間20年) 76歳～87歳(第1保険期間15年)	
基本保険金額	最低 200万円 最高 5億円	最低 20,000米ドル(1米ドル単位) 20,000豪ドル(1豪ドル単位) 最高 5億円相当額 第一フロンティア生命所定のレートで円換算します。
	目標値を設定している場合、「一時払保険料×目標値」の金額で判定します。同一の被保険者について、他に第一フロンティア生命の終身保険に加入されている場合、基本保険金額は通算して5億円相当額を超えることはできません。	
普通死亡保障	あり(一時払保険料相当を最低保証)	
災害死亡保障	なし	
死亡保険金額	< 第1保険期間 > 基本保険金額、積立金額、解約返戻金額のいずれか一番高い金額 < 第2保険期間 > 基本保険金額、解約返戻金額のうち高い金額	
第1保険期間満了時の保証率	100%のみ	100%、110%、120%から選択
ボラティリティ	35% (資産価格の変動制のことで、数値が高いほど価格の変動幅が大きくなります。)	
ターゲット機能	105%、110%～200%(10%刻み)	
目標値の変更・解約・設定	可能(変更時のみ250%・300%が選択可) 契約時から第2保険期間移行日の2ヵ月前まで変更・解約・設定が可能 米ドル建・豪ドル建は第2保険期間での再設定が可能	
解約控除	20年: 6.5%～0.3% (毎年0.3%～0.4%逓減) 15年: 3.5%～0.2% (毎年0.2%～0.3%逓減)	20年: 10%～0.5% (毎年0.5%逓減) 15年: 10%～0.7% (毎年0.6%～0.7%逓減)

<p>諸費用</p>	<p>この保険に係る費用は、以下の費用の合計になります。</p> <p>すべてのご契約者に負担していただく費用</p> <p>第1保険期間中の定額部分および第2保険期間中の費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直接負担していただく費用はなく、積立利率の計算にあたって、死亡保険金の支払いおよびご契約の締結・維持など（第2保険期間中は、ご契約の維持など）に必要な費用をあらかじめ差し引いております。 ・第2保険期間中の積立金からは、死亡保険金を支払うための費用を控除します。 <p>上記の費用は、第2保険期間移行日の年齢、性別、経過期間などによって異なるため、これらの計算方法は表示しておりません。</p> <p>第1保険期間中の変額部分のみにかかる費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険契約関係費...特別勘定の資産総額に対して年率2.35% ・資産運用関係費...信託報酬は、投資信託の純資産総額に対して年率0.20%（税抜き） <p>上記の信託報酬のほか、信託事務に関する諸費用、監査費用、有価証券・金融派生商品の取引にかかわる費用および消費税などを間接的に負担していただきます。なお、売買委託先、売買金額などによって手数料率が変動するなどの理由から、これらの計算方法は表示しておりません。記載の信託報酬は作成日現在の数値であり、運用会社により将来変更される場合があります。</p> <p>特定のご契約者に負担していただく費用</p> <p>第1保険期間中の解約返戻金額には、解約控除がかかります。</p> <p>「目標値到達時定額終身保険移行特約」を付加し、定額の終身保険に移行する場合、移行後基本保険金額は、保険契約の維持などに必要な費用および死亡保険金を支払うための費用を控除する前提で算出されます。</p> <p>上記の費用は、定額移行日の年齢、性別、経過期間などによって異なるため、これらの計算方法は表示しておりません。</p> <p>「年金支払移行特約」および「死亡給付金等の年金払特約」を付加した場合、年金受取期間中の毎年の特約年金支払日に、受取特約年金額に対して0.4%（円貨で特約年金を受け取る場合は0.35%）を負担していただきます（作成日現在の数値であり、将来変更することがあります）。</p>
------------	--

< 平準払終身保険「充実ふるはーと」商品概要 >

項 目		内 容
正式名称		低解約返戻金型無配当特別終身保険
契約年齢範囲		15 歳 ~ 75 歳
保険期間		終身
保険料払込期間 (1)		15 歳 ~ 49 歳 : 10 年 ~ 45 年、50 歳 ~ 75 歳 : 5 年 ~ 30 年
保険料払込方法		月払い・年 2 回払い・年 1 回払い・全期前納 (一部前納も取り扱う)
保障内容	死亡	第一保険期間 (2) : 既払込保険料相当額 (災害死亡時は基本保険金額と同額) 第二保険期間 : 基本保険金額と同額
	高度障害	なし
最低保険金額 (3)		15 歳 ~ 49 歳 : 300 万円 50 歳 ~ 59 歳 : 200 万円 60 歳 ~ 75 歳 : 100 万円
最高保険金額		15 歳 ~ 39 歳 : 1,500 万円 40 歳 ~ 75 歳 : 1,200 万円
解約返戻金		保険料払込期間中 : 解約返戻金を低く設定しない場合の 7 割 保険料払込期間満了後 : 解約返戻金を低く設定しない場合と同水準
診査方法		告知書扱
付加できる特約		年金支払移行特約 等 (リビング・ニーズ特約なし)

(1) 保険料払込満了年齢は 30 歳 ~ 80 歳の各歳で設定

(2) 契約年齢 15 歳 ~ 49 歳 : 10 年間、契約年齢 50 歳 ~ 75 歳 : 5 年間

(3) 保険料を指定して申し込む場合、保険料払込期間 20 年以上かつ、月払保険料 5,000 円以上であれば申し込みが可能

(年 2 回払いの場合 30,000 円、年 1 回払いの場合 60,000 円)

< 生命保険全般に関する留意点 >

ご検討にあたっては、各保険商品の商品パンフレット・契約概要・注意喚起情報・設計書・ご契約のしおり・約款・特別勘定のしおり等の資料をお客さまご自身で必ずご確認ください。

一部の商品については、ご契約時の契約時費用のほか、ご契約後も毎年、保険関係費用、運用関係費用、年金管理費用等がかかりますが、商品やご選択いただく特別勘定、年金の受取方法等により異なりますので表示することができません。また、一定期間内に解約された場合、解約控除がなされる場合があります。お客さまにご負担いただく手数料等はこれらを足し合わせた金額となります。

外貨建ての保険商品のご購入または年金や死亡給付金、死亡保険金等のお受取にあたって、外貨と円貨を交換する場合には為替手数料等が上記の各種手数料等とは別にかかります。為替手数料等は通貨および金融機関等によって取扱が異なりますので表示することができません。くわしくは、各金融機関の窓口でご確認ください。

当行による元本および利回りの保証はありません。

一部の商品については、国内外の株式や債券等で運用しているため、株価や債券価格の下落や市場金利の上昇、外国為替相場の変動等により、年金、死亡保険金、解約返戻金等が払込保険料を下回るリスクがあります。

外貨建ての保険商品の場合、外国為替相場の変動により、年金、死亡保険金、解約返戻金等を円換算した金額が、払込保険料を円換算した金額を下回るリスクがあります。

保険商品は、引受生命保険会社が保険の引受を行う商品であり、預金ではありません。当行は、募集代理店として、契約の媒介を行いますが、契約の相手方は、当行ではなく、引受生命保険会社となります。

このため、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込に対して保険会社が承諾したときに有効に成立します。

保険商品は、預金保険の対象ではありません。預金保険については、窓口までお問い合わせください。

引受生命保険会社が破綻した場合には、生命保険契約者保護機構により保護の措置が図られますが、ご契約の際にお約束した死亡給付金額・年金額、死亡保険金額・解約返戻金額等が削減され、その結果、死亡給付金額・年金額、死亡保険金額、解約返戻金額等が払込保険料を下回るリスクがあります。

保険商品のお申込の有無がお客さまと当行との他のお取引に影響をおよぼすことは一切ありません。

当行では借り入れられた資金（他の金融機関での借入金を含みます）を保険料とする保険商品のお申込はお断りしています。

法令上の規制により、お客さまのお勤め先や、融資のお申込状況等によっては、お申し込みいただけない場合がございます。

保険会社による保険金や給付金等のお支払について、受取人の故意による場合や、健康状態等についてお客さまが事実を告知されなかったり事実と異なることを告知された場合等、保険金や給付金等が支払われない場合がございます。

保険会社への保険料のお払込について、保険料お払込の猶予期間中に保険料のお払込がない場合、ご契約は失効します。失効した場合、保険金や給付金等の支払事由に該当した場合でも、保険金や給付金等が支払われません。

くわしくは各保険商品の商品パンフレット・契約概要・注意喚起情報・ご契約のしおり・約款等をご確認ください。